

会員各位

(公社)岡山県バス協会

令和4年度岡山県バス協会・日本バス協会 各種助成事業について

平素より協会事業につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について岡山県バス協会と日本バス協会の交付金事業を下記のとおり実施いたします。**助成の申請をされる場合は、実施要領・申請様式をお送りしますので、岡山県バス協会までご連絡下さい。**(期限がありますのでお早めをお願いします。)

なお、助成額の予算を上回った場合は、調整し減額することがあります。

《岡山県バス協会助成事業》

名称	一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業 (8月4日メール通知済)
提出期限	最終受付:令和4年11月15日(火) ※随時受付しております
助成対象 助成額	貸切バス会員事業者が一般貸切旅客自動車運送適正化機関(一般社団法人中国貸切バス適正化センター)に負担金の納付を完了した場合 1事業者当たり 負担金額の3/5 ※岡山県内営業所の負担金に対して <1事業者当たりの助成限度:6万円> ※助成金の交付時期について 昨年同様、本事業については申請書類の審査後、随時、助成金交付予定となりますので、負担金の納付が完了した事業者から申請をお願いします。

名称	健康起因(脳・心臓)事故防止対策助成事業
提出期限	令和5年1月6日(金)
助成対象 助成額	令和4年4月1日～令和4年12月31日までに脳ドックまたは心臓ドックの下記の検査を受けた場合 ※岡山県内の営業所所属のバス運転者に限ります ※各ドックの検査項目は、(1)と(2)いずれも受診した場合に限ります 脳ドック・・・(1)MRI検査 心臓ドック・・・(1)心臓超音波検査 (2)MRA検査 (2)3D-CT検査 1名当たり 上限5,000円 <1事業者当たりの助成限度:10名/5万円> 【注意:令和5年に受診した場合は助成対象外となります】

名 称	睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策助成事業
提出期限	令和4年11月30日(水)
助成対象 助成額	令和4年4月1日～令和5年2月28日までに専門検査機関によるスクリーニング検査を受けた場合 ※岡山県内の営業所所属のバス運転者に限ります 1名当たり 上限2,500円 <1事業者当たりの助成限度:20名/5万円> 【注意:令和5年3月に受診した場合は助成対象外となります】

※以下の3つの助成事業につきましては、来年2月中旬頃に改めてご案内いたしますので、現時点での申請は不要です。

名 称	運転者等適性診断、他
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ●適性診断(一般) ●適性診断(適齢) ●適性診断(初任) ●運輸安全マネジメント講習 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日～令和5年2月28日までに国が認定した機関で実施した場合 ・岡山県内の営業所所属で、<u>バス事業の運転</u>に従事しているか、従事しようとする者に限ります ・運輸安全マネジメント講習は、マネジメントに従事する者も含めます <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">新助成</div> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメント講習は、新たに「運輸防災マネジメントセミナー」を助成対象に追加しました ※事業者が支払いをした場合は、後日領収書本通をもって助成します 【注意:令和5年3月に受診した場合は助成対象外となります】

名 称	運行管理者等講習
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ●一般講習 ●基礎講習 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日～令和5年2月28日までに国が認定した機関で実施した場合 ・岡山県内の営業所所属で、<u>バス事業の運行管理実務</u>を行う者または行う予定の者に限ります ※事業者が支払いをした場合は、後日領収書本通をもって助成します 【注意:令和5年3月に受診した場合は助成対象外となります】

名 称	運転記録証明
助成対象	令和4年4月1日～令和5年2月28日までに、岡山県内の営業所所属で、バス事業の運転に従事しているか、従事しようとする者の証明書交付を受けた場合 【注意:交付日が3月の場合は助成対象外となるため、お早めにご申請ください】

名 称	バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業	(6月1日メール通知済)
提出期限	令和4年9月15日(木)	
助成対象	令和3年10月1日～令和4年9月30日の期間に大型二種免許を取得した社員(正社員、契約社員、嘱託社員) 事業者が貸付した場合は、免許取得費用の免除がこの期間に終了した社員	
助成額	運転者1名につき 50千円 <1事業者当たりの助成限度:10名/500千円> ※ 大型二種免許は、道路交通法第86条第1項に定めるものであること ※ 免許取得方法は、公認の自動車教習所であること ※ 免許取得費用は事業者が自動車教習所に支払った費用を対象とし、費用負担額は助成額を上回るものとする	
名 称	人と環境にやさしいバス普及事業	
提出期限	令和4年11月17日(木)	
助成対象	令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に登録した下記の車両	
助成額	(環境にやさしいバス・安全なバス) (助成限度額) ① ハイブリッドバス 300千円 ② CNGバス 300千円 ③ CNGバス(改造) 100千円 ④ 燃料電池バス・電気バス 300千円 ⑤ 衝突被害軽減ブレーキ装備車 100千円 ⑥ 衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付) 100千円 (人にやさしいバス) ⑦ ノンステップバス 300千円 ⑧ リフト・エレベーター付バス 500千円 ⑨ 低床スロープ付バス 100千円 ※ 同一車両に①～⑨のいずれか1つの助成となります ※ 国又は地方公共団体等から同一目的の補助を受ける場合は助成対象となりません ただし、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付含む)及びリフト・エレベーター付バスは国からの補助を受けても助成対象となります ※ 令和4年4月1日から令和5年3月31日に新車登録する車両(リース可) また、③、⑥はこの期間に改造又は装置取り付けが完了した車両	
名 称	地方路線バス及び貸切バス助成事業	
提出期限	令和4年11月17日(木)	
助成対象	令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に登録した下記の車両	
助成額	①地方路線バス助成事業 路線バスとして使用する中古車両(初度登録がH10.10.1からの長期規制適合車以降)で、政令指定都市以外に車両登録する中古車両 1両当たり 50千円 <1事業者当たりの助成限度:500千円> ※ 政令指定都市に登録する車両であっても、政令指定都市と政令指定都市以外を結ぶ路線で使用する場合は助成対象となります ②貸切バス助成事業 貸切バスとして使用する中古車両(初度登録がH10.10.1からの長期規制適合車以降) 1両当たり 50千円 <1事業者当たりの助成限度:500千円> ※ 国又は地方公共団体等から同一目的の補助を受ける場合は助成対象となりません	

※「人と環境にやさしいバス普及事業」と「地方路線バス及び貸切バス助成事業」の両方ともを申請することはできません